

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴い 国民健康保険税が変わります

①税率が変わります

4月から始まった長寿医療制度（75歳以上の方が対象）の創設に伴い、75歳未満の国民健康保険の加入者の国民健康保険税に、「医療分」「介護分」に加え、新たに「後期高齢者支援金分」が加わります。これにより、3つの合計金額が国民健康保険税として世帯主に課税されることとなります。また、税率が右のとおりとなります。

②10月から65歳以上の方の保険税が年金から天引きされます

次のすべてに該当する世帯は、保険税が世帯主の年金から天引き（特別徴収）となります。なお、天引きできなかった場合は、納付書または口座振替など（普通徴収）により納めていただきます。

- 65歳以上75歳未満の国保加入者のみで構成される世帯
- 年金年額が18万円以上で、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2未満

課税区分		平成19年度	平成20年度
医療分	所得割額	8.0%	6.5%
	資産割額	40.0%	30.0%
	均等割額	15,000円	12,000円
	平等割額	20,000円	20,000円
	課税限度額	53万円	47万円
後期高齢者支援金分 (75歳未満の方)	所得割額	%	1.5%
	均等割額	-円	12,000円
	課税限度額	-万円	12万円
介護分 (40歳以上 65歳未満の方)	所得割額	1.2%	1.2%
	均等割額	12,000円	12,000円
	課税限度額	9万円	9万円

保険税の軽減措置

【一般の世帯】

所得の少ない方／世帯の所得水準に応じて均等割額と平等割額を6割または4割軽減する措置を設けています。該当となる基準は次のとおりですが、国保加入者全員が申告をしている必要があります。

- ・6割軽減／世帯所得が330,000円以下
- ・4割軽減／世帯所得金額が330,000円＋被保険者数（世帯主を除く）×245,000円以下

【75歳以上の方が長寿医療制度に移行し、引き続き国民健康保険に加入する世帯】

所得の少ない方の軽減／保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じに、均等割および平等割が軽減（6割、4割）されます。

世帯で賦課される平等割の軽減／国民健康保険税の被保険者が1人となる場合には5年間、世帯で賦課される平等割が半額になります。

被扶養者であった人の軽減／75歳以上の方が被用者保険から長寿医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳から74歳）が国民健康保険に加入する場合、申請していただくことで2年間、所得割、資産割は免除され、均等割額が半額になります。さらに被保険者が1人の場合は、世帯平等割額も半額になります。

〈問い合わせ先〉

税務課課税班（☎62-5321）
海上分室（☎55-3113）
飯岡分室（☎57-3114）
千潟分室（☎68-1076）

平成19年度 定期監査の結果を公表します

平成19年度定期監査結果の概要を次のとおり公表します。

旭市監査委員 木村 哲三

旭市監査委員 林 正一郎

監査の対象／市長部局（秘書広報課ほか17課）、議会事務局、教育委員会事務局（庶務課ほか2課）、農業委員会事務局、監査委員事務局、公営企業3事業（水道、病院、国民宿舎）

監査期間／平成19年11月26日から平成20年3月26日まで

監査の場所／旭市監査委員事務局

監査方法／各所管の財務に関する事務および経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われ、住民福祉の増進のために効果をあげているかなどを主眼に、あらかじめ提出された資料や関連書類について担当課長等に説明を求めました。

主なものとして、予算の執行状況、補助金の状況、工事や委託業務などの各種契約状況、施設の管理状況について聴取しました。

監査結果／総体的には予算の執行状況および事務処理状況は、おおむね適切に処理されているものと認められました。今後とも、市政発展のため、将来を見据えた適時・適確な行財政運営と市民サービスの向上について、より一層努力されるよう要望しました。

〈指摘事項〉

- ・下水道課

公共下水道事業は施設整備および維持管理に多額の費用を要するため、受益者負担金および使用料の財源確保対策はもとより、徹底した事務事業の見直しによる経費の節減を図り、より効率的な事業執行に努められたい。また、今後の整備区域については、投資効果を十分に踏まえて整備を進められたい。

※定期監査の結果は、市のホームページで見ることができます。（<http://www.city.asahi.lg.jp/>）

問い合わせ先／監査委員事務局（☎62-5319）